

ArCSⅢ 海外若手研究者受入プログラム公募 2026 年度第2回募集要項

1. 趣旨

本プログラムは、北極域研究強化プロジェクト、ArCS Ⅲ (Arctic Challenge for Sustainability-3) (<https://www.nipr.ac.jp/aerc/topics/20250405ArCS-Ⅲ.pdf>)の趣旨を踏まえ、北極域研究に取り組む海外若手研究者の日本国内の大学・研究機関への渡航および滞在を支援することにより、次世代の北極域研究者を担う人材の育成を図るものです。本プログラムでは、海外の大学等の学術研究機関に所属する大学院生、若手研究者、および実務者を対象に、日本で開催される国際会議等における研究発表や情報収集、日本の大学や研究機関等に滞在して実施する共同研究および交流、ならびにフィールド調査を支援します。若手研究者の研究活動の発展、国際的な人的ネットワークの構築、および北極域研究のさらなる推進に資することを期待しています。

2. 募集概要

本公募においては、海外若手研究者を「候補者」、国内において候補者と共同して研究を行い、受入手続きを担当する研究者を「受入研究者」、候補者の国内における所属予定機関ならびに受入研究者の所属機関を「受入機関」とします。

(1) 対象分野：北極域に関する全分野

(2) 対象となる取組み：

- ・日本国内の大学や研究機関などを訪問し、北極域に関する共同研究、議論や情報交換などの人的交流、フィールド調査などを行う取組み。
- ・日本国内で開催される北極域研究に関する国際会議やコース等へ参加し、成果発表、情報収集、人的ネットワークの構築、知識や技術を習得する取組み。

※国際会議参加の場合、原則として自身の発表を行うことを条件とします。

(3) 渡航期間：原則として1か月程度以内

※日本への入国に必要なビザを取得するための書類（招へい理由書等）は北海道大学から発行します。これらの書類の発行と送付、渡航に関する手続きは、採択決定後2～3週間程度を要します。日本大使館/領事館へのビザ申請から交付にかかる期間に加え、上記の期間を考慮し実施期間を決定してください。

3. 採択予定数：若干名

4. 申請の要件

本公募では受入研究者から応募を受け付けます。受入研究者は応募内容について候補者と十分に協議し、以下の要件を満たしているかを確認の上、候補者と受入機関の合意を得た上で応募してください。

候補者の要件

下記を満たす者としてします。

① 我が国との国交がある国の国籍を有する者

(日本国籍を持つ者および日本に永住を許可されている外国人は対象外)

② 2026年4月1日現在、修士または博士の学位取得後10年未満の者

(学位取得後の産前産後休暇、育児休業の期間を除くと 10 年未満となる者を含む)

③ 応募時点で海外を拠点に研究活動を行っている者

(応募時点ですでに国内機関において雇用・受入されている海外若手研究者を除く)

受入研究者の要件

受入機関に在籍する常勤の研究者で、候補者の滞在期間中継続して責任を持って候補者を受入できる者としてします。また経費の執行においては、北海道大学との諸手続きを担当します。応募前に本要項 3 ページ「11. 候補者、受入研究者および受入機関の義務」に記載されている項目を理解した上で、この内容について候補者の合意を得る必要があります。

受入機関の要件

受入機関は日本国内の大学、国立・公立・独立行政法人の研究機関とします。採択決定後、受入機関は候補者、受入研究者、および北大 ArCS III 事務局と連携して必要な手続きを行ってください。なお経費の支給は「北極域研究強化プロジェクト委託業務事務処理要領」および北海道大学の規程等に基づき、北海道大学で行います。

5. 申請手続き

(1) 申請書類 : 次の①～③の書類各 1 部を提出してください。

- ① 申請書 (所定様式 Form-A)
 - ② 渡航スケジュール・予算管理計画書 (所定様式 Form-B)
 - ③ 対象となる取組みを証明できる資料
 - ・ フィールド調査の場合は、計画書等
 - ・ 国際会議やコース等は、WEB ページ等で紹介されているもの。発表要旨 (案でも可)
- ※提出資料でご不明な点がある場合は、お問い合わせください。
- ④ 応募書類チェックリスト (所定様式 Form-C)

(2) 募集期間および派遣開始時期

- ① 募集期間 : 2026 年 7 月 13 日 (月) ~ 2026 年 8 月 10 日 (月) 12:00 迄【厳守】
- ② 受入開始時期 : 2026 年 9 月下旬 ~ 2027 年 2 月

※候補者の出身国・地域が日本への渡航に際しビザが必要な場合、その手続きにかかる期間を考慮の上、計画開始時期を設定してください。

(3) 申請方法

申請書類一式を PDF ファイル化し、下記の E-mail アドレスまでメール添付の上で送付してください。

E-Mail: arcs3_HU@arc.hokudai.ac.jp

メールの件名 : 「2026 年度第 2 回 ArCS III 海外若手研究者受入プログラム公募」

6. 審査及び結果

審査は、北大 ArCS III 事務局及び審査委員が行い、受入支援対象者を決定します。審査結果は申請書記載の受入研究者にメールにて通知します。なお、審査の過程で、審査員から申請内容に対する質問や計画の改善要求があった場合、申請者に対して書面によるヒアリングを行い、回答を求めることがありますのでご注意ください。審査は以下の基準に基づき行われますので、申請書作成の参考にしてください。

(1) 必須事項

- ・ 申請に必要な書類が整っているか。
- ・ 対象分野、身分、期間等の条件を満たしているか。
- ・ 対象となる取組みを証明できる資料を提出しているか。

(2) 審査方針

- ・ 本支援プログラムの目的と整合しているか。
- ・ 目的や計画は具体的に書かれているか。
- ・ 対象となる取組みを達成するための準備状況は適切であるか。
- ・ 経費は目的や計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・ 候補者と受入研究者双方の研究の発展が期待できるか。
- ・ 我が国および国際的な北極域研究の進展に資するか。
- ・ 候補者と受入研究者の事前相談が十分に行われているか。
- ・ 受入機関における受入体制が十分に整っているか。

7. 採択決定後の手続き

採択された後、候補者および受入研究者は、北海道大学担当者からの連絡に従い、受入機関とも連携して必要な手続きを進めてください。

8. 支給経費

北海道大学の諸規程に基づき、下記費用を北海道大学が支給します。

- (1) 交通費 往復交通費 本プログラムが定める規定に従って支給します。
- (2) 滞在費 本プログラムが定める規程に従って支給します。
- (3) 査証等取得費 査証等取得にかかる費用（実費相当）
- (4) その他 国際会議等の参加費や研究計画に必要と認められる諸経費

9. 海外旅行保険

受入期間中は、傷害・疾病・救援・賠償責任・携行品などに対応する基本的なプランの海外旅行保険に加入してください。受入研究者の手配の下で、保険料は北海道大学が負担します。

10. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、北海道大学及び ArCS III の業務遂行のみに利用します。提出された申請書は、審査終了後に事務局にて処分します。なお、受入支援が決定した場合は、氏名、所属機関、および帰国後に提出していただく報告書が公表されます。

11. 候補者、受入研究者および受入機関の義務

候補者、受入研究者および受入研究機関は、以下の(1)～(3)に留意の上、申請および採択後の手続きを行ってください。採択後は「ArCS III 海外若手研究者受入支援プログラムの手引」の記載事項を遵守してください。また、海外若手研究者受入支援プログラムの広報活動の一環として、受入期間中の活動について写真を添えて通信記事を提出いただきます。

す。提出された記事は北海道大学北極域研究センターのHP, Facebook, Xに掲載します。

(1) 申請手続き

- 受入研究者は、候補者（海外若手研究者）および受入機関と協議の上で申請を行い、申請前に候補者へ受入体制等を十分告知すること。

(2) 採択後・活動期間中

- 受入研究者は、受入機関の事務担当者の協力を得て、候補者が受入機関において滞りなく活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また候補者の来日前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む）および宿舍の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- 候補者は、計画実施期間中、原則として継続的に日本に滞在し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事せず、受入機関において本公募に係る活動に専念すること。
- 候補者および受入研究者は、ArCS IIIプロジェクトおよび受入研究機関の定めるルールに従い活動を行うこと。

(3) 活動期間終了後

- 報告書の提出と公開
受入研究者は、受入支援期間終了後2週間以内に、後日北海道大学が指定する所定の報告書を提出していただきます。提出された報告書はArCS III関連のホームページ上で公開する予定です。
- 成果発表会等への協力
採択された海外若手研究者は、ArCSIII主催のオンライン会合・シンポジウム及びウェブサイト等を通じて、活動実績及び成果等に関する情報を発表していただく場合があります。
- 調査への協力
受入研究者と候補者は、派遣支援期間終了後に、北海道大学、ArCS IIIが実施する北極域研究および人材育成に関する調査に協力していただきます。

12. 受入支援対象者の遵守事項

受入支援対象者は、受入支援期間中および終了後、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- 受入支援対象者の義務を遂行すること
- 受入期間中、本プログラムによる支給経費と重複する他の資金援助を受けないこと
- 不正受給を行わないこと
- 研究費の不正使用を行わないこと
- その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

上記の遵守事項に違反、又は次に掲げる事項のいずれかに該当すると北海道大学が判断した場合には、さかのぼって本プログラムの採用の取り消し、経費の支給停止又は支給済の経費の返還請求を行うことがあります。なお、受入支援決定後、遵守事項に関する誓約書を提出していただきます。

- 病気等のために計画された活動を継続できないことが明らかな場合
- 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能または著しく困難と判断される場合
- 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- 申請・受入支援資格を有していないことが明らかになった場合
- 過去に、研究活動における不正行為、研究費の不正使用、公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- 無断で一時帰国や受入期間の短縮等、計画の変更を行った場合
- その他、別に定める本プログラムの手引に記載されている条件に違反し、北海道大学の指示に従わなかった場合

13. 問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目

北キャンパス総合研究棟2号館（次世代物質生命科学研究棟）2階

北海道大学北極域研究センター ArCSⅢ海外若手研究者受入支援プログラム担当

E-Mail: arcs3_HU@arc.hokudai.ac.jp